

TOPIC 1 | 省エネ強化に新たな支援策「こどもエコすまい支援事業」創設

住宅の省エネ化の支援強化を目的に、国土交通省が新たな補助制度「こどもエコすまい支援事業」を創設する。令和4年度補正予算案に盛り込まれたもの。

「こどもエコすまい支援事業」は、ZEHレベルの高い省エネ性能を持つ注文住宅新築、新築分譲住宅の取得、および一定の住宅リフォームを支援する補助制度。

基本的に、現行の「こどもみらい住宅支援事業」と同様の内容だが、新築住宅は省エネ性能に応じた段階的な補助額ではなく、ZEHレベルに一本化した。新築の補助額は戸当たり100万円となっている。また、リフォームについては、別途実施される経済産業省と環境省の「住宅の断熱性向上のための先進的設備導入促進事業等」、経済産業省の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」と連携を図ったことが大きな違いだ。補助額は、リフォーム工事内容に応じて額が定められ、上限は戸当たり30万円。子育て世帯・若者夫婦世帯などについては上限が戸当たり45万円となる。

補助対象となる住宅と補助額

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築	
対象住宅	ZEH住宅(強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)
補助額	100万円/戸
住宅のリフォーム	
対象工事	①住宅の省エネ改修 ②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等(①の工事を行った場合に限る)
補助額	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸

対象となるのは、令和4年11月8日以降に契約(新築もしくはリフォーム工事に係る請負契約、新築分譲住宅の売買契約)を行い、申請する事業者が今後選定される事務局の登録を受けた後に着工したものとなる。

今後のスケジュールは、対象となる建材・設備の公募が令和4年12月中旬～遅くとも令和5年11月30日、事業者登録が令和5年1月中旬～遅くとも同年11月30日。交付申請期間は令和5年3月下旬～遅くとも同年12月31日となる。

TOPIC 2 | “省エネ性能表示”を見直し、わかりやすく・取り組みやすい制度へ

国土交通省が「第1回 建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度に関する検討会」を開催、新たな表示ルールの検討を開始した。

建築物省エネ法では「建築物の販売・賃貸事業者は、省エネ性能の表示に努めなければならない」と規定しており、その表示制度が平成28年4月からスタートしている。

今年6月には「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(建築物省エネ法)が改正され、「建築物の販売・賃貸時の省エネ性能の表示制度」が「表示事項・表示方法などを国土交通大臣が告示で定める」となった。さらに、告示に従って表示していない場合は勧告、さらには勧告に係る措置を取るよう命令することができるようにな

った。「建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度に関する検討会」では、こうした強化に向けた改正を受けて表示ルールの検討を行うとともに、制度の施行に向けた環境整備の進め方を検討する。

第1回検討会では、表示ルールに係る論点・検討の方向性について検討を行った。国土交通省が示した「論点・検討の方向性(案)」では、新たな表示制度について「消費者にとってわかりやすい」、「販売事業者にとって取り組みやすい」ことを重視し、「“実現可能”な省エネ性能表示制度の仕組み」を目指すとした。

来年4～6月頃に関連告示を公布、令和6年4月の改正法に基づく表示制度の施行を目指す。

